

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとす。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

(受発注者共同による品質確保)

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(Web検査【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、別添の「実施設計業務特記仕様書」のとおりとする。

実施設計業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R7阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内実施設計業務（以下『本業務』という。）」に適用する。

(目 的)

第1-2条 本業務は、広域営農団地農道整備事業阿南丹生谷3期地区に係る平川内工区農道整備計画に伴い、実施設計作業を行うものである。

第2章 設計条件

(設計基本条件)

第2-1条 設計作業における設計基本条件は、令和4年度広域営農団地農道整備事業計画概要書阿南丹生谷3期地区等を準用するものとする。

(計画設計基準、参考文献等)

第2-2条 設計作業に適用、又は準用する計画設計基準等は、次のとおりのほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

番号	名 称	発 行 者	制定（改訂）年月
1	土地改良事業計画設計基準 設計「農道」技術書・基準書	社団法人農業土木学会	最 新
2	土地改良事業計画設計基準 計画農業用水「水田」技術書・基準書	社団法人農業土木学会	〃
3	その他必要となる資料 1式	社団法人農業土木学会	〃

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料や関連業務は、次の成果報告書等のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

- (1) R5阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内構想設計業務
- (2) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内測量業務
- (3) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内実施設計業務
- (4) R7阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内測量業務（予定）
- (5) その他必要となる資料1式

第3章 設計作業内容

(設計作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における設計作業項目は、次表のとおりとする。

(1) 実施設計 (道路計画)

L=280m、W=5m

作業項目	作業内容	備考
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行うほか、仮設計画、迂回路計画や電柱移転、電気柵等の補償に必要な調査を行う。	○
2 線形計画・設計		
2-1 線形計画・設計基本方針	概定している線形について、総合的に比較検討し、細部設計に資するとともに、作業計画を樹立する。	○
2-2 平面計画	1/500実測平面図(20mピッチ測点入り)上に車の走行に適したカーブ設定等の平面線形を決定する。	○
2-3 縦横断計画	1/500平面図上20mピッチ+変化点測点により、走行性を勘案したうえで、切盛バランスを考慮し、縦横断計画を行う。	○
2-4 構造物計画	現地条件を考慮し、構造物の形式寸法を概定する。	○
2-5 交差点計画	詳細測量に基づき、接続市道との詳細交差点計画等を検討する。	○
3. 土工計画設計		
3-1 縦断面図作成	1/500で縦断面図、平面図を同一紙面上に作成する。	○
3-2 横断面設計図作成	1/100実測横断面図により、山側や南川の河川断面等を検討しながら、用地幅等を記載し、横断面設計図を作成する。	○
3-3 土積図作成	土積図を作成する。	—
3-4 土量配分計画	土量配分を行い、建設機械の組合せ、土取場や土捨場の選定を行う。	—
4 舗装計画・設計図作成	広域農道計画や道路構造令に準拠し、舗装厚等の設計を行い、図面を作成する。	○
5 附帯構造物設計図作成	詳細比較設計を行ったうえで、設計図面を作成する。	○
7 排水計画・設計	詳細比較設計を行ったうえで、水理・構造等の詳細設計を行う。	○
8 工事数量計算		
8-1 土工・法面工等	発注計画毎に搬出入土量計画を明確にし、詳細数量を算出する。	○
8-2 附帯小構造物一式	設計図書に基づき、詳細数量を算出する。	○
9 概算工事費積算	市販の物価版等を用い、工種、規模別にm当たり、㎡当たり、箇所当たり等の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
10 施工計画	発注計画毎に、道路計画、迂回路計画、補償計画や工程計画等の基本的事項の計画を行う。	○
11 特別仕様書作成	工事実施が可能な特別仕様書を作成する。(工事単位毎)	—
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
13 点検取りまとめ	設計計算書・図面等の点検や取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

(2) 実施設計 (擁壁)

作業項目	作業内容	備考
1 設計計画	実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○
2 設計条件の確認	設計施工上の基本的条件等の確認、整理を行う。	○
3 構造計算	設計条件に基づき、詳細比較設計を行うとともに、安定計算及び断面応力度の計算を行う。	○
4 設計図	構造計算から求められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図及び詳細図の作成を行う。	○
5 数量計算	各構造物の詳細形状に対して、各工種毎の詳細数量計算を行う。	○
6 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

(3) 実施設計 (パイプライン)

農水管布設替え設計 L=190m

作業項目	作業内容	備考
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する	○
3 設計計画		—
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	—
3-2 管種、管径の検討	管種、管径について詳細に比較し、決定する。	○
4 水理検討		—
4-1 定常水理解析	詳細水理計算を行う。	—
4-2 非定常水理解析	詳細水理計算を行う。	—
5 構造計算	各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。	—
6 構造図作成	各タイプの構造詳細図及びスラストブロックと異形管構造詳細図等を作成する。	—
7 附帯構造物	各構造物の詳細構造計算をして決定する。	—
8 附帯施設構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する	—
9 平面縦断図作成	詳細の平面縦断図、管割図を作成する。	○
10 土工図作成	施工法区分毎、土工数量等を記入した土工図を作成する。	○
11 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○
12 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	—
13 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	—
14 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	—
15 総合検討	上記作業について総合的に検討する。	—
16 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
17 点検取りまとめ	数量計算・図面等の点検や取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

(4) 関係機関打合せ協議

作業項目	作業内容	備考
1 関係機関打合せ協議	県管理河川や市道接続等に係る各種協議を行う。	○

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業上、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、関係土地改良区等と緊密に連絡調整のうえ聞き取りを行うとともに、十分な現地踏査を行い、現場状況に応じた道路計画・仮設計画等の検討や農水管の布設替え・附帯施設等の設計作業を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、関係土地改良区等と打ち合わせの際には、打合せ簿を作成するとともに、業務結果等の概要版を作成し、その概要版を成果報告書に綴じなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。

- (1) 「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合（軽微な変更の場合は除く）
- (2) 工期の変更が生じた場合
- (3) その他